

南アフリカ、エスワティニ、レソトにお住まいの皆様及び旅行者の皆様へ

【タイトル】新型コロナウイルス情報（ロックダウン警戒レベル1規制の変更）2021/03/31 現在

【ポイント】

●南ア政府は、イースター休暇を前にロックダウン警戒レベル1規制の変更を行いましたところ、概要以下のとおりです。

・イースター期間中（4月2日（金）から5日（月）まで）の4日間、酒類の販売が禁止（ただし、レストラン・バーなど店舗での消費は可能）。

・宗教的、社会的、政治的、文化的な集まりの上限人数が、屋内の場合は250名、屋外の場合500名以下に緩和（改正前は、屋内100名以下、屋外250名以下）。（3月31日開始）

・レストラン・バー、会議施設、娯楽施設などの上限人数が、屋内の場合は250名、屋外の場合500名以下に緩和（改正前は、屋内100名以下、屋外250名以下）。（3月31日開始）

※なお、これらの集まりに関する規制は、官報掲載から15日以内に見直しを行い、必要に応じて修正される予定です。

●ロックダウン警戒レベル1の規制ポイントは、以下のとおりです。

・夜間外出禁止令が午前0時から午前4時まで。

・レストランを含む店舗（施設）の閉店時間を午後11時まで。

・国際線はORタンボ空港、ケープタウン空港、キングシャカ空港に加え、クルーガー・ムプマランガ空港、ランセリア空港の5つの国境が使用される。

●ロックダウン警戒レベル1に伴う規制緩和の官報概要（3月31日改正（同日施行）

<https://www.gov.za/covid-19/about/coronavirus-covid-19-alert-level-1#>

\*官報概要（リンク）（当館にて仮訳、一部編集）は以下リンクを参照してください。

[https://www.za.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/covid19.html](https://www.za.emb-japan.go.jp/itpr_ja/covid19.html)

●外出の際には、必ずマスクを着用してください（公共の場所においてマスク着用が義務化されており、罰則規定あり、6歳未満の子供は除く）。

●引き続き夜間外出禁止令が発令されています（罰則規定あり）。

●南ア入国に際し、出発前72時間以内のPCR検査の陰性証明書の携行が必要です（詳細は官報参照）。

●ロックダウン規制内容、出入国関連情報、医療情報をまとめたQ&Aに詳細情報を掲載していますのでこちらも参照してください。

当館Q&A（現在改訂中）

<https://www.za.emb-japan.go.jp/files/100058671.pdf>

●日本への入国に際して必要となる検査証明書（PCR検査陰性証明書）については、日本入国時の検疫で検査が厳格に行われております。検体の採取方法は、鼻咽頭ぬぐい液及び唾液のみが有効です。鼻咽頭ぬぐい液（Pharyngeal swab, Oral Swab）は有効ではないのでご注意ください。その他、検査方法や検査証明書の条件については、下記URLをご参照ください。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00248.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00248.html)

●当館領事窓口について

現在、南アはロックダウン期間中ですが、当館は引き続き領事業務を行っています。当館領事窓口に来館される際には、お客様の来訪が密になることを回避するためにご連絡をお願いします。

\*メール：[consul@pr.mofa.go.jp](mailto:consul@pr.mofa.go.jp)

\*電話：+27 12 452 1500

なお、戸籍の出生届等早急に届出を必要とするものは郵送でも可能ですのでご連絡ください。

●事態は刻々と変化しますので、最新情報の入手に努めてください。

以下の点に留意し、日頃から感染症の感染予防に努めてください。

\*急激にウイルスに感染したとみられる方との接触を避けて下さい。

\*頻繁な手洗い、可能であればアルコール手指消毒剤も使用してください。

\*咳やくしゃみなどの症状がある場合は咳エチケットを行ってください。

在留邦人の皆様におかれては、新型コロナウイルス感染を疑われるような症状が見られた場合には、上記ホットラインに連絡するとともに、陽性反応となった場合には当館にも連絡していただき



**在南アフリカ共和国日本国大使館**  
Embassy of Japan in South Africa

ますようお願いいたします。

○日本国厚生労働省ホームページ

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_08998.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08998.html)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_08906.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08906.html)

(感染症情報)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/index.html)

○日本国国立感染症研究所 (コロナウイルスに関して)

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/from-idsc/2482-2020-01-10-06-50-40/9303-coronavirus.html>

○外務省海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

参考：新型コロナウイルス感染症対策本部 (第17回) 資料

[https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel\\_coronavirus/th\\_siryuu/sidai\\_r020305.pdf](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryuu/sidai_r020305.pdf)

参考：査証の制限についてのご案内 (外務省 HP)

[https://www.mofa.go.jp/mofaj/page1\\_000848.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/page1_000848.html)

参考：日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国・入域後の行動制限

[https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory\\_world.html](https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html)

参考：外務省海外安全 HP

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

参考：当館 HP 新型コロナウイルス関連情報

[https://www.za.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.za.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下の URL から停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

※南ア政府が所管する情報は予告なく変更されたりする場合がありますので、南ア政府の公式なホームページ等より最新の情報入手に努めてください。

\*\*\*\*\*

【問い合わせ先】 在南アフリカ日本国大使館

HP : [http://www.za.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](http://www.za.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

住 所 : 259 Baines St, Cnr Frans Oerder St, Groenkloof, Pretoria

電 話 : +27 12 452 1500 領事・警備

メール : [consul@pr.mofa.go.jp](mailto:consul@pr.mofa.go.jp)

\*\*\*\*\*